

第4回万引きに関する有識者研究会議事概要

1 開催目的

身近な犯罪である万引きに関し、近年の特徴等から高齢者による万引きに焦点を当て、社会学や老年学等の視点も踏まえ、高齢期になっても誰もが安全に安心して暮らせるよう、その背景や要因を探る。

第4回の研究会では、第1部での報告（「高齢者の万引き—老年心理学の視点から—」「高齢万引被疑者に対する処分のあり方、再犯防止について」）に基づき、議論が行われた。

続いて、万引きに関する実態調査（中間報告）について調査部会から、報告書について事務局から報告があった。

2 日時

平成28年12月12日（月）

3 場所

都庁第一本庁舎42階 特別会議室B

4 出席者

(1) 委員

矢島 正見（中央大学 文学部 教授）※座長

鈴木 隆雄（桜美林大学 老年学総合研究所長）※副座長

辰野 文理（国士舘大学 法学部 教授）

星 周一郎（首都大学東京 都市教養学部 教授）

齊藤 知範（科学警察研究所 犯罪予防研究室 主任研究官）

前田 守男（警視庁 生活安全部 参事官）※茂垣生活安全部長の代理出席

廣田 耕一（東京都 青少年・治安対策本部長）

(2) オブザーバー

高橋 大悟（東京地方検察庁 主任捜査官）

加藤 修（東京都 福祉保健局 企画政策課 統括課長代理）

(3) 報告者

長田 久雄（桜美林大学大学院 老年学研究科 教授）

(4) 東京都（青少年・治安対策本部）

総合対策部長、青少年対策担当部長、治安対策担当部長、企画調整担当課長、安全・安心まちづくり課長、安全・安心まちづくり担当課長

(5) 事務局

東京都 青少年・治安対策本部 安全・安心まちづくり課

5 議事要旨

○安全・安心まちづくり課長より、委員及びオブザーバーの紹介が行われた。

○その後、桜美林大学大学院老年学研究科の長田久雄教授より報告があった。

「高齢者の万引き－老年心理学の視点から－」

1. 高齢者の万引きの背景

・私の専門は老年心理学だが、高齢者に関連する最近の話題には、交通事故の問題、被害・加害の問題の他、犯罪の被害・加害、ごみ屋敷、閉じこもり、認知症・うつ・自殺等、就労の問題などがある。

・高齢者の万引きの背景には、大きく分けて三つが考えられる。

一つは、経済的狀態。貧困が原因で、食べるものがなく、食品を盗むというようなことがあれば、それは当然起こるべきして起こること。

二つ目は、知的な状態。前頭側頭型の認知症、ピック病、アルツハイマー病、レビー小体病などの病気による判断力や理解力の低下によりトラブルが起こることはある。精神障害として盗癖・神経症・人格障害といったもの考えられる。

三つ目は、今日の話の中心である心理・社会的状態。いわゆるソーシャルネットワーク、ソーシャルサポート、あるいは孤立・孤独といった問題を専門にしているので、この視点からお話する。

・高齢者万引きの特徴には、高どまり、再犯率が高い、独居世帯が多い、男性高齢者の孤立、他の世代と比べて女性の占める割合が多い等がある。また、ゲーム感覚、単に欲しかったという単純な動機ではなく、心理的な孤独のようなものが背景にあることが多い。あるいは生き甲斐がないという調査報告もある。

・対策を立てるに当たり、幾つか類型化ができないかと考えた。認知症と貧困では、対策の視点が全く異なる。単純な問題ではなく、全ての要因が複合して関わってくるが、どれが中心なのか、どの要因が関与が多い、または少ないのかということは、少し整理ができるのではないと思う。

・心理学が専門なので、委員の方々と違う感覚かもしれないが、万引きをする高齢者は、幸せなのだろうか。「不幸せ」と万引きが関連するのか、しないのか。もし「不幸せ」と万引きが、因果関係はともかく関連があるとしたら、「不幸せ」を解消することが、万引きの予防にもなるという広い視点も生まれてくる。

2. 行動分析学の視点から

・万引きは悪いこと、犯罪だと認識していない人は、認知症等を例外として非常に少ないはずだ。30年以上前にシンナーを常習している子供たちの調査報告を聞く機会があった。印象に残っているのは、シンナー常習の子供に「これは悪いことか」「犯罪だと思うか」と聞くと、9割方「犯罪だ」、「悪いことだ」と答えたという報告だった。万引きに関しても、悪いことと理解はしていると思う。では、なぜ万引きするのか。これは難しく少し特殊な枠組みだが、万引きを一種の「行動」と考えてみる。

・行動分析学は、B.F.スキナーという心理学者が立ち上げた、非常に普及している方法あるいは考え方の一つで、行動経済学、ペアレントトレーニング等、非常に広く応用されている。この考え方の基本に、「三項随伴性」というものがあり、「万引き」を「万引き行動」と考えたときに、行動の前後に以下のようなことが考えられる。

・例えば、「注目」。「注目されていない」という事前の状況があつて、万引き行動したときに「注目

される」という変化が起こる、これが本人にとって肯定的な状況に変化すると、この行動は習慣化されやすくなるというのが、スキナーの考え方。

・必要なものがないときに、万引きすれば必要なものが手に入る。これも本人にとって有用な変化が起こる、ご褒美が与えられるということで、これを「強化随伴性」と呼ぶ。罰や不快が与えられれば、行動が減る。だから、万引きして罰を与えられれば減るはずだが、なぜ減らないかというところ、この習慣化する要因の方が上回っている可能性がある。単純な例ではあるが、この前と後との状況で、万引きという行動の前後に、その人にとってどのような変化が起こるか、ということ进行分析してみるという視点も考えられる。

・再犯防止などでは「代替行動」と呼ぶが、もし注目されるために万引きを行っているのだとしたら、万引きではない行動で注目を集めることで満足が与えられれば、万引き行動は減少するということになる。専門家に聞いたことはないが、もし行動分析学の専門家が、万引き行動というものを理解するとしたら、基本的にはこの枠組みで考えるだろうし、それをどう事前・事後の状況を考えていくかに多分注目するのではないかと思ひ、例として挙げてみた。

3. ソーシャルサポートについて

・もう一つの視点というのは、万引きをした高齢者の半数が独居世帯という意味で、ソーシャル・キャピタル、社会関係性資本（資源）が希薄になってきていること。それが現代社会の問題、特徴だと言われている。互酬性（互惠性）の規範とも言うが、高齢者の様々な支援を考える時に、社会的な信頼や安心、人々のネットワーク、つながりなどが相乗効果を上げる社会が、ソーシャル・キャピタルが醸成されてる社会。つまりこのソーシャル・キャピタルやソーシャル・ネットワークは、孤独、孤立の解消にもつながるし、さらには、万引きをする人たちの心理的な支援、あるいは予防の支援につながるかもしれないと考えている。

・ソーシャルサポートは、心理学の領域では、大きく分けて四つタイプの違うサポートがある。

「手段的」というのは、英語の *instrument* の訳で、手段的、道具的というが、買い物に行けなくなった人が代わりに行ってもらう、お金を貸してくれるなどのサポート。

「情動的」というのは、こういうことがあるよ、年金はこう手続きするとこういうなるよといった耳寄りな情報、適切な情報を与えてもらうサポート。

「情緒的」というのは、悩み事を聞いてもらったり、気持ちを分かち合ってもらったりという気持ちを酌み取ってもらうようなサポート。

それから最後に「評価的」といって、褒めてもらうことがサポートの分類としてある。もしソーシャルサポートの観点から考えるのであれば、こういうことも視点に入れて考えることが有用かもしれない。

4. 万引きの心理的背景

○規範意識

・万引きの心理的背景について。万引きが犯罪であることの自覚は、認知症の人は余りないか、希薄なのではないだろうか。

○孤独・孤立・幸福感・役割の喪失

・それから孤独、これは孤立が背景である場合が多いが、役割喪失という要因がある。ある自殺の多い地域を分析したところ、自殺者はどちらかと言えば、家族と一緒に住んでいる方が多かった。

特に高齢者が、役割を奪われてしまったのではないか。道普請で家から一人男手を出せというときに、おじいちゃんが行こうとすると、もう引っ込んでなさいと言われて、役割を奪われてしまう、という解釈・分析をした研究もある。

- ・閉じこもり高齢者は、ひとり暮らしの人には少なく、むしろ同居家族がいる方が多くなるという研究もある。表面的に見た「家族と一緒に住んでいる」「住んでいない」という問題ではなく、孤立も別な視点が必要だろう。役割とか、存在価値、存在意義、生き甲斐と結びつき、それが喪失することによって万引きの引き金になるということもあるかと思う。それから、暇をもてあます、手持ちぶさたといった背景もある。

- ・万引きをする高齢者は幸福か。高齢者の幸福感を調べる尺度があり、代表的な尺度は、**life satisfaction index**。これは短くて9問しかないのでよく使われる。老人研のグループが、つくった尺度である。9点満点で、5、6、7、9は逆転する項目になっている。幸福だと思えて人生が恵まれていた、振り返って満足ができる人生で、求めていたことを実現できる。5以降の尺度は逆に読むと、厳しくない、物事をいつも深刻に考えない、楽観的である、小さなことも余りにしなくて済む、去年と同じように元気で年をとっても役に立つと、こういうようなことが幸福感だということで、これは非常によく使われている尺度の一つ。

- ・孤独感については、**Peplau&Parlman** という **UCLA** の研究者の、孤独感を体験的に心理的に研究した代表的な古典的な研究がある。12ほどある孤独感の定義を調べて、孤独感というのは、心理学的にはこう考えるということを言っている。自分は心理学が専門なので、孤独感というときには、必ずこのことを念頭に置いて考える。孤独感の一因として、先ほどのソーシャルネットワーク、あるいはソーシャルサポートといった社会関係性の欠如が背景にあるというのは、社会心理学的な孤独感の一つのポイント。

二つ目は、主観的な体験。孤独というのは、「孤独感」とわざわざ言わなくても、本人にしかわからない体験である。外から見た人が「あの人はひとりぼっちだ」と言うのは「孤立」と分かるが、「孤独」というのは、その人が考える気持ちでしかない。したがって、主観的な体験である。通常は「孤独感」を不快で苦痛を伴い、避けたいと思っていると、多くの研究者の定義に含まれている。

- ・私は東京都老人総合研究所（現・健康長寿医療センター）では、最初に、心理精神医学部に所属しており、一番初めに手がけた仕事が孤独の問題であった。老人ホームにいる人は、恐らく孤独感が高いだろうと、グループで孤独感を調べ始めた。

- ・老人ホームを利用している人に対し、人と会う機会が少ないとか、寂しいと思っているか等をストレートに聞いたところ、わかったのは、老人ホームは職員がいるので、人とつき合う機会が少ない。だから、あまり孤立はしていないということ。

- ・もう一つは、他人から見て「あなたはひとりぼっちですね、電話も来ないし、年賀状も手紙も来ないですね」という意味での孤立と、本人が自分はひとりぼっちだと感じている孤立の認識、主観的な孤立とはズレがあった。年賀状も手紙も何も来なくても、「自分はひとりぼっちじゃない」と言う人もいた。

- ・さらには、それと孤独感というのもズレがあった。単純に社会的に孤立してひとりぼっちであれば、自分もそう認識して、そして寂しくなるわけではないということが、幾つかの老人ホームを調査して分かってきた。これは私にはかなりインパクトがあった。

・客観的な孤立というのは観察可能、ソーシャルネットワークの量とか質とかを調べればよい。主観的な孤立というのは、自分自身が孤立をどう認知的に評定してるかということが考えられる。孤独というのは、感情、生活感情と言う研究者もいたが、孤独というのも一種の感情、主観的なものだと思う。

○客観的孤立・主観的孤立・孤独

・この三つを組み合わせると、ここに8パターンぐらい出てくる。例えば、社会的に孤立して、ソーシャルネットワークも乏しく、本人も社会的に孤立していると認識し、寂しいと感じている、全部がプラスの人。こういう方、これはネットワークをつくり、孤独感も癒やし、そして自分自身の孤立してるという状態を変えていくのに、様々なアプローチが必要になってくる。

・ところが、自分が孤立しているという事実には気づいておらず、あるいは防衛心理、いわゆる心理的な防衛メカニズムで、本音のところでは孤立してるということを認めてない、認めたくない。「抑圧」という心理もあるかもしれないが、いずれにしても、外の人から見れば、「あの人は相当孤立してる」と思っても、自分は孤立してないと感じながらもやはり寂しいと感じている人も中にはいる。

・それから、もう一つは、孤立はしているが、その自覚もないし、孤独でもない。孤高を保つという言葉があるが、人とつき合いがなくても幸せな人がいるし、積極的に人とはつき合いたくないという人もいる。自分が良ければ良いので、他の人は関係ないよという感じの人。

・それから、これは重要かもしれないが、客観的には孤立していないのだが、自分は孤立してると思っている。例えば、配偶者を亡くした後、子供の家、家族と同居するようになった。「呼び寄せ老人」という話が出るが、仮に東北地方に住んでいた方が埼玉県に転居してくる、子供たちのところに来る。おじいちゃんが亡くなり、おばあちゃんが息子のところに来て一緒に住む。息子には二人の子供と奥さんがいて四人家族。これを見ると「家族に恵まれていいですね。ひとり暮らしじゃなくて、孤立もしてませんね」となる。家族、夫婦と孫の五人暮らし。昼間は子供も孫も、仕事や学校に行ってひとりぼっち。特に別な地方から居住地に移った人は、長年生活してきた場所から離れると、知り合いもいない、友人や知人も周囲にいない。場合によっては、地域の文化とか、方言とか色々なものの違いに戸惑う。「日中独居」といって、昼間は独居、孤立してる状態、寂しいと感じている。夜や休日も、子供や孫は自分の生活があるので、余り相手をしてくれない。こういう人は、客観的には孤立してないように見えるけど、主観的孤立があり、孤独である。

・例えば、万引きをした後に、家族が呼ばれて「だめじゃないの」「我々に幾らでも話をしてくれればいいのに」「何か満たされないことだったら幾らでも話を聞くよ」と言いながら、本当にそれをやるかどうかは別問題。このように家族の内部に入ってみないと、本当の意味でどういう状態で過ごしているか、わからない場合もあることに注意が必要だ。

・客観的には孤立もしてないし、孤立という認識もないけど寂しさを感じている。これは社会心理学の定義からは外れるが、臨床心理学とか、精神医療の対象にはこういう人もいる。

○生きがい・存在価値

・高齢者の生きがい、自分の存在価値や意義、役割がなくなってしまう。自分を認められたい気持ちがあって、それがうまく身につけてない、実感できない。こういう方たちの対策としては、役割を持つことを通して存在価値や意義を確認できるようにすることがあると思う。

○匿名性・責任の拡散

・最後のまとめだが、一つは、店舗、スーパーの方たちと警視庁の意見交換の場でも話が出たが、声か

けの効果。例えば、スーパーなどで、「××さん、元気？」と店員さんが声をかけると、自分がこの人には知られているというので万引きの抑止力になる。社会心理学という匿名性とは、いろんな意味で手抜きと、ずるさ、犯罪等につながっていく。

・100人ぐらいの授業で、後ろの方でザワザワしてる学生に「そこ、うるさいぞ」と言っただけでは余り効果がなくて、「××君、うるさいよ」と言うと大分違う。自分がこの人に認識されているということである。万引きGメンは、万引きをやってから捕まえるが、そうではなくて、捕まえる前に「××さん、最近元気なの」と声をかけたら、万引きが抑止されるのではないかと思う。

・「責任の拡散」といって、自分が名前を知られていないと、どうしても人は責任を感じにくくなる。もし万引きの予防に責任というものが関与してるのであれば、そういうことが言えるかと思う。挨拶や声かけは、顧客満足度が高く、万引きを断念する高齢者もいるという話もあったが、高齢者のボランティアを活用して、始終店内で声かけ要員がいて対応するという工夫もあり得るかもしれない。

・高齢者に関しては、万引きの時間帯というのも分かっているようで、注意を要する時間帯も明確である。

○将来への不安、経済的な不安

・所持金がないので使いたくないという高齢者の心理だが、例えば、75歳の時点で幾ら貯金があったらよいか。80歳までの生活費か、85歳までか。あなたは何歳で死にますかというときに、高齢者は年齢を必ず先々に延ばしていく。65歳だと75歳ぐらい、70歳になると80歳ぐらい、80歳になると90歳と思うのが高齢者の心理。つまり自分の寿命がわからず、必要なお金の予想できない。今、幾らお金があっても不安である。ということで、高齢者の心理として、将来への不安から使いたくないという気持ちは非常によく分かる。万引きの要因に経済的な不安定ということがあれば、やはりこれは社会保障の問題にもなってくる。

○交友関係の希薄化

・高齢者では交友関係が希薄の可能性が高い。これはだんだん同世代の友達、仲間が亡くなっていくと、孤立という問題とは視点が違うのだが、自分が心を開く人が非常に減って、失われていく。本当の心を分かち合える、情緒的サポートを与えてくれる人間関係も必要なのではないか。高齢者の言いわけには「こういうことはよくある」という、非行中和の理論があるとのことだ。

○高齢者へ共感的理解

・高齢者を理解するとき、その人の経済的状況、家族構成を捉えるのは分析的理解。共感的理解は、心理臨床の理解なのだが、その人の気持ちを酌み取るという理解。これは非常に大きなことで、その人が本当に自分の気持ちをわかってくれたという気持ちになってもらうことが大事ではないか。

○エイジズム

・年をとると衰える機能、衰えにくい機能というものもある。また、高齢者に対する否定的な見方、エイジズムがある。さらに、高齢者の生活の質の問題。もう一つは、個人間差・個人内差。高齢者になると、違った老い方をしているAさんとBさんの差だけでなく、Aさんは耳は聞こえないけど目はよく見えるといった個人の内部にも差が拡大してくる。この両方の個人差が拡大してくるので、「要するに高齢者だから」「老人だから」と一括りにできない側面もまた見えてくる。

○生活の質

・最後に、ポール・ロートンという人が、高齢者の生活の質という考えをしている。万引きをする人に、

もし不幸せな要因が多くあるのだとすれば、生活の質も低いだろうし、生活の質を構成する要素として、客観的な環境、経済、居住状態、地域の安全性等といったものと、その人の行動的な能力あるいは機能的な健康、病気の有無の健康ではなく日常生活が充実して送れるような行動の能力が維持されてるかという健康や、本人が幸福感、満足感を感じているだろうか。

○知覚された QOL

・例えば収入が仮に 1,000 万円もあったとしても不十分だと感じる人、不幸だと感じる人はいる。ところが 200 万円の生活をしててもすごく幸せだという人もいる。本人の見方という問題がある。この、物の見方というものが個人差をつくる背景にもなっているし、心理学的要因だと言えるかもしれない。

5. 再犯防止について

・自己の存在への脅威や生きる意味の喪失がもしあるならば、それは回復させた方がいいだろう。それから、生きがいの支援。生きる意味というのは、非常に大きいのだが、生きる価値とか、意味、存在意義、役割、役割の喪失というのが、実は生きがいの喪失にもつながってくるということは、よく言われているので、その人が生きていの中でどういう役割を演じて、生活しているということを実感できるかが重要。

・生活の質というのは、環境調整であり、自己評価の修正というか、自分自身の環境を正確に見て、そこから幸福感や満足感を感じ取ることは大事だし、行動分析学で言えば、高齢者の万引きは、何によって何を得ているのか、代替行動はないのかということも考えてみたらどうかと思う。

・ソーシャルネットワークやサポートというので、私の大学院生が犬の散歩のソーシャル・キャピタルに影響を与える要素というのを研究したが、犬の散歩はばかにならない。地域のネットワークづくりに非常に有効である。高齢者は犬を飼うことに躊躇する。自分の年齢や健康度と、犬の寿命を考えると、犬も 20 年近く生きるから、80 歳ぐらいになると 100 歳までこの犬を飼えないと思って断念する方が多い。犬の次の飼い主をサポートするような運動もあるようだ。

・傾聴ボランティア活動とか、居場所づくりというのもよく行われている。また、ソーシャルサポートをきちんと提供していく。さらに、与えるサポートというのだが、ソーシャルサポートというのは、大抵は、高齢者の場合、買い物を代わりに行ってもらうとか、話を聞いてもらえるというような、受けるサポートの研究が多かった。

・15 年ぐらい前に、自分がソーシャルサポートを与える立場になるのが、幸福感や満足感にもプラスになるという研究があった。ボランティアを高齢者が行うこと、役割を持つこと、これがよいのではないか。

・世代間交流の活用ということで、世代間の交流を利用するという方法もあるか。叱り役と褒め役、これは少し変な言い方だが、万引きをしてしまった方の再犯防止の際に誰が叱り役になり、誰がサポートする役になるか。全員が叱り役になったら、高齢者の行き場がなくなってしまう。だから、そういう気持ちを酌んで、あなたの気持ちはよくわかる、だからしてしまったんだな、それはほかのことで満たそう、ということもできるなら、行動分析的にはうまくいく。

○長田教授の報告について、委員・オブザーバーによる意見交換が行われた。

・客観的にその人が孤立しているのか、主観的に孤立しているのかという、色々なパターンの類型化をご紹介いただいたが、年齢的な要因、例えば前期高齢者と後期高齢者とか、男性と女性とか、同居と非同居というか独居というのか、そういった属性や要因から、この類型パターンという特徴があるのか。

→孤立と孤独に関し、8パターンぐらいを分けたが、これは私が考えた机上のプランで、実証的な研究の裏づけがない。したがって、残念ながら、どのパターンが多いとか、どういう状況で起こるとか、性別、年齢等に関する情報は全くない。

・幾つか再犯防止の視点としてあるが、高齢者自身が自分の力で高めなければいけないものもあれば、周りの環境として整備しなくてはならないものもあると思う。自助の面として、例えばエデュケーションというか、そういった場を通して、自助の能力というもの、万引き再犯とか、万引きそのものを抑制するような能力を磨ける（認知症の場合は別として）ような仕組みというか、エデュケーション、生涯学習といったものの有効性がどのぐらいあるのか、ご経験等も踏まえて教えていただきたい。

→ソーシャル・ラーニング、広い意味で言えば、社会的学習、あるいは社会教育の中での社会的な学習ということがあるかもしれない。資料は、殆ど環境、他力の問題だけ。自助に関しては、ある種の効果は必ずあると思う。ただし、どういうプログラムや内容が効果があるかについては、まだ十分な情報がない。性格を変えようというのは、まず無理。だから、行動分析のような枠組みで、万引きの動機がどこにあり、その動機を解消するためどういう学習が必要なのか。例えばソーシャル・スキル・トレーニングのような、人とつき合いがうまくできなくて孤立している人に、人づき合いの場を提供したり、あるいはスキルを身につける。高齢者でも学習できないわけではないので諦めることはないと思う。どういう中身を教育、あるいは学習するかの情報は無いが、効果はあると思う。

・高齢者の性格は変わらないかもしれないが、高齢者の行動を変えることは可能か？

→行動分析の考え方からいけば、変えることは可能だと思う。高齢者も学習可能だろうが、方法は若い人と同じではないと思う。老年学の領域の中で日本で最も遅れている分野の一つに、教育老年学という分野があつて、まだ我々のほうでも十分できていないが、そういう知見も入手すると、これらの答えがある程度拾えるかもしれない。

・万引きの背景として、類型化があつたが、今掲げられている貧困、認知症、孤独、習慣化などを織りまぜて、これが類型化可能というアイデアなのか、それとも違う意味の類型化可能なのか。

→これを踏まえた類型化を想定していた。だから、高齢者の万引きに関連する要因というのが幾つも拾えると思うが、その要因を一種の特性と考えて、その要因が集積されると、どの要因が多くて、どの要因の少ないタイプの人というのがまとめ上げられるのではないか。その際、この四つぐらいが要因をチェックするときの一つの視点かと思う。

・この研究会の調査部門の一つの仮説としても、高齢者万引きを類型化ができないかと、あるいは類型化して捉えないと、一くくりにはできないのではないかと、そういう問題意識があつたので、今の点についてご質問した。AOK 孤独感尺度というのをお作りになったということだが、高齢者への当てはめをどう考えたらよいか。

→高齢者に絞ったわけではないが、高齢者を想定して、高齢者も使えるという意味で作った。

・一定程度の妥当性なりの検証は？

→検証されている。

・万引きをする高齢者は幸福かというところで、幸福であるから万引きはしないけれども、幸福ではないから万引きをしてしまうというファクターと、万引きをするから、ある意味社会から注目されて、自己肯定感みたいなものを得てしまう、それを何か幸福に感じてしまうという二つの要因があり得ると伺ったが、この点をどのように理解すればよいか。

→万引きをする高齢者は幸福かというタイトルは、苦し紛れに思いついたことだが、私としては、万引きするから幸福だという方向ではなく、幸福でない人が万引きをしやすいのではないかという視点。というのは、先ほどのシンナーの調査を行ったときに、シンナーを習慣化する子供は、不幸福感が高かった。シンナーを吸うから不幸ということもあるが、不幸がシンナーのきっかけになったという印象。だから、万引きも同じように、満たされない気持ち、幸福という言い過ぎだが、生き甲斐とか、役割とか、存在価値とか、そういうことを含めた意味で幸福というものを捉えたとすれば、そういうものが不足してるということは、万引きの背景にあるのではないか。万引きしてよかったと思うのは、これは行動分析でいえば「強化」という、非常に小さな喜びのようなもので、一過性のものだと思う。生きていてどうかというようなことに関するものを、ここでは幸福という言葉で表した。

・行動分析と学習の部分だが、例えば少年非行の場合は、自転車盗や万引きなど、金銭に換算できる物の報酬が得られるという面もあるとは思いますが、万引きを行うことによって、同じような価値観を持つ悪い仲間から称賛を受けるといった社会的報酬がある。しかし、高齢者の犯行形態を調べてみると、99.5%ぐらいは単独犯で、こういった仲間からの称賛は、恐らくない。ただ、先ほど質疑のやりとりの中で、ひょっとしたら幸福感というか、何らか自分にとって承認されるような面があるのかなと感じたが、そういった点について示唆があれば。

→今のご指摘は、非常に悩んだところで、そんなに単純かなという気もした。万引きをしたから家族から認められたとか、それが報酬になっているというのは少し違うような気がする。今のご指摘で、若い人たちの万引きなり、あるいは暴走族なりは、自分の存在を認めてくれるグループに所属する、そういう価値観を持つ仲間と一緒にいるというアイデンティティの観点から語ることができると思う。ただ、高齢者はそうではないと思うので、何が本当の意味で報酬の強化になっているか分からない。

・高齢者の万引きなどの回答の中に、気がついたらやっていたという表現がよく出てくる。これは心理学の面からは、どういう説明が可能か。

→大変難しい。ただ、気がついたら、していたというのは、本当のことなのか。そう答えているだけかもしれない、本当の背景には何か隠された別の動機があるという気もしなくはない。認知症の人であれば、知らないうちにしてしまったということはあるかもしれないが。高齢者は注意力が低下することは間違いないので、そういう一種の病理的な話で説明することはできるかもしれないが、気

がついたらという発言に関しては、本音なのか、背景に何かがあるのかは保留である。

○続いて、首都大学東京都市教養学部法学系の星周一郎委員より報告があった。

「高齢万引き被疑者に対する処分のあり方、再犯防止について」

1. 高齢者万引きの「類型」

・本当に類型化できるのかという問題はあるが、他方で、やはり一様なものではないと思われる。特に法的な処分、事後的な対応のあり方を考える上で、幾つかの類型に分けて考える必要があり、最後には、刑事法的対応と犯罪防止策という形で報告する。

・認知症型、生活困窮型、スリル探求・ゲーム型という3類型に分類した。認知症型というのは、心理的あるいは心理的以上に身体的な要因ということになる。認知機能の低下等によって、是非・善悪の弁識能力や、行動制御能力に低下が見られ、万引き等の少額窃盗を常習的に行ってしまう類型があり得るのではないかと。2番目として生活困窮型だが、これはまさに生活困窮、あるいは将来不安に基づく節約。お金はあるが使いたくないということで、万引き等の少額窃盗等を特に常習的に行ってしまう類型を主に考えている。スリル探求・ゲーム型は、ネーミングはよくないが、少年と同じような意味でのゲーム型というのは少ないため、ここでは、万引き自体を目的としている類型と位置づけている。

・それから、万引きに関してある種のスリルを感じるとか、小児欲求のようなものを感じて、万引き等の少額窃盗等を常習的に行う類型が考えられるかと思う。この中で、クレプトマニアをどこに位置づけるかというのは、やや難しい。DSM-5でも、精神障害の1類型として位置づけられているが、窃盗癖のようなものを全てクレプトマニアと言えらるわけでもない。そう考えていくと、1番に位置づけられるようなものもあるのかもしれないし、3番に位置づけられるようなものもあるのかもしれないと考えている。

2. 認知症型万引への対応

・認知症型万引きへの対応。これは長田先生の報告にもあったが、主に心理的・身体的要因に基づく常習的窃盗。認知機能の低下に伴う是非・善悪の弁識能力、あるいは行動制御能力の低下、それが原因であると考えられるのであれば、刑事法的に見た場合には、その責任非難という観点からの対応ではなく、治療、医療という枠組みでの対応が必要になってくる類型になる。

・医療に関していうと、重篤なものへの措置入院はこれまでも行われてきたし、重大犯罪であれば医療観察法もあるのだが、窃盗に関しては、そういった枠組みはない。一般の医療になると思う。問題意識として持っているのは、精神科治療そのものの問題かもしれないが、どうしても家族に対する負担が大きくなってしまいうことである。もちろん親族等の近親者の支援は重要だが、それに過度に依拠したシステムでは破綻してしまうし、いわんや親族のいない方だと、対応しようがないことになってしまうことが考えられる。

・そうすると、前回の報告にもあったが、地域包括ケアシステムといった概念の中での処遇というものを考えていく必要が生ずると思う。その場合に、まず発見の段階での店舗の対応だが、認知症型の高齢者万引きというものを発見するための整備、店舗対策を考えていく必要がある。

・責任能力がないので、狭い意味では犯罪ではないが、店に姿を現した段階で、ある程度、店舗管理

者側に対応できる仕組みを考えていく必要があるのではないか。もちろん人的対応が可能であれば、声かけ等による対応が必要になると思うが、認知症の場合にはそれも難しいし、そもそも高齢者に対しては叱ると逆効果といった研究報告もあるので、少しハードな対応になるかもしれないが、認証機能を用いた防犯カメラでの対応といったことも、考えていく必要があるのではないか。

- ・次に、発見した場合、単に犯罪者だからということではなくて、認知症高齢者の万引きを含む店内での逸脱行為が生じた場合に、店舗側と警察、医療、福祉との間で、対応マニュアルや枠組みをあらかじめ整備しておくという対応があると思っている。

- ・そこから先、医療による対応が可能な事案というものに関しては、医療へつなぐルート整備ということになると思うが、これもそう簡単にはいかない。対応が困難な事案については、治療しつつも発見、現場対応のプロセスの繰り返しになってしまうと思う。そうすると、店舗の対応と、本来の任務内容に当たるのかどうかは整理していないが、社会復帰調整官の役割も考える必要がある。

- ・社会復帰調整官ができて、保護観察所の活動も随分変わってきたと聞いているし、その前段階でも、警察でのコーディネート的な形での対応なども考えていく必要があるのではないか。知的障害者に関しては比較的こうした対応がうまくいっているようであるし、例えば東京都だと、平成 22 年度以降、シルバー交番設置事業が行われていると聞いているが、高齢者への対応というのは、概して難しいという現実がある。

- ・近年、法律の世界では、治療的司法という考え方がある。1980 年代以降、一番の具体例というのはドラッグコードである。薬物関係の犯罪者の薬物逸脱のための治療や、その環境整備などが注目されている。犯罪者の抱える問題を解決することで再犯防止を目指す、介入的・治療的なアプローチで、こうした認知症型に関しては、まさに治療的司法が必要であり、治療ができれば恐らく有効だろう。現実には治療が難しい事案が数多くある中で、可能な部分についてはこの考え方も入れていくべきとは言えるが、おそらくそこには限界もある。

3. 生活困窮型引きへの対応

- ・生活困窮型万引きについては、主に経済的要因、社会的要因といったものに基づく窃盗だと位置づけることができると思う。そうすると、これは責任無能力とはいかないので、刑事処分的な要素と、処罰すれば済むという話ではないので、生活支援的な要因というものが必要になってくる。

- ・まず、刑事処分的な要因としては、現在の少年法、特に戦後の混乱期の少年犯罪に関しては、処罰ではなくて更生というパレンス・パトリエ的な考え方が非常に有力だった時代に導入されたので、更生を考えることを大事にしている。

- ・もちろん生活困窮型でこうした犯罪を犯してしまう高齢者に関しても、処罰ではなく、更生が大事になってはくるが、少年と違いそれまで一定の規範意識を有して社会生活を送ってきたはずの人が、高齢者になってから急に逸脱行動をしてしまった場合には、規範意識を持ちながらあえて万引きを行っている点で、少年手続等とのアナロジーは簡単には認めにくいのではないかと。

- ・だから少年手続のような保護主義による処分手続ではなく、何らかの形で刑事司法で対応するというメッセージは必要になってくるのかもしれない。たしかに、現実には、保護主義による処分と言っても、例えば少年院だと、昔は特少帰りだというのは、一つのラベリングになる面もあったので単純な話ではないし、逆に、少年手続だと、審判の枠組みであれば、保護観察も含めて保護処分まで乗せられるけれど、刑事手続に乗せる場合には、かえって執行猶予になってしまい、放置されてしまうと

いうアンビバレントな面もある。実際、刑事司法で対応するといっても、高齢者万引きは、現実には微罪処分、起訴猶予処分ということで、ほとんど手続から落ちてしまう。せいぜいが略式手続という限界は、当然考えられる。

・他方、生活支援等の犯罪防止的な要因を考えていくと、高齢者の場合、精神面への働きかけによって更生を図ることが相対的に困難という面がある。少年に関しては発達の犯罪予防論があるわけだが、高齢者に関しては発達し切っている人なので、やはり刑事処分を科すというのは、世間の理解を得るための対応という側面もある。それ以上に、万引きをする機会を減らすという状況的犯罪予防、犯罪機会減少的な対応が相対的に重要になっていくと考えられる。

・具体策として落とし込んでいく場合、生活困窮型万引きの特徴としては、生活支援の枠組み、福祉的な支援につないでいくことが大事になるということが一般論としては言える。だが、これまでも地域福祉の枠組みはそれなりに整備をされてきているので、そこで拾えないものが現在の高齢者万引きであると考えれば、これ以上の対応としてどういうものがあるか。社会保障費が膨張している中で、さらに対応が困難になっていく。

・生活支援もそうだが、犯罪防止要因として、物理的な犯罪機会の減少、犯罪者にしてしまったからの対応ではなくて、未然防止が望ましいことは言うまでもない。ソフト面に関しては、現在行われている生活困窮者支援の中に、万引き防止というファクターを入れた策をさらに充実させるということ、現実問題として難しいとは思いますが、意識してもらおう。あるいは匿名性という話もあったが、ハード面で、店頭における犯罪防止策の徹底を行う。これは結局、認知症犯罪者に対する発見のプロセス、対応のプロセスと似たような対応が必要になるのではないかと考えている。

4. スリル探究・ゲーム型万引への対応

・スリル探求・ゲーム型は、万引き自体を目的とする憂さ晴らしとか、孤独感の解消みたいなもので、生き甲斐がない中、こういった犯罪に手を出してしまう。実は、これまでの幾つかの研究でも、高齢者犯罪の中で、強盗はまさに切羽詰まった生活困窮型が多いのに対し、窃盗は経済的困窮を動機とするものが意外と少ないという研究報告もある。広い意味ではクレプトマニアなのかもしれないが、一定程度以上の症状が現れていくのであれば、精神障害としての窃盗症ということになる。そこに至る前の状況という事案も結構あるのではないかと。

・万引きは非常に成功率の高いギャンブルだとも言われている。刺激性が非常に高く、成功体験を繰り返し常習化しやすい。常習化すると病的な習慣になっていく。そこに至る前の、責任能力に影響しない段階での対応が必要になってくる。

・逆に、責任能力がある段階での、クレプトマニアに至らない段階だと、例えば資料に挙げた新郷由紀さんの『老人たちの裏社会』に紹介されている事案だが、86歳の女性が、「万引きは唯一の憂さ晴らしだ。だからやっている。ただその際に、安価な商品しか狙わないと、自分の中できっちり守っている」と。それは、自分なりに罪悪感を和らげるし、店にとってもそれぐらいなら相対的に困らないはずだ、と思っている。さらに、大した金額でなければ見つかったら大丈夫なはず、とも思っている。これは責任能力に問題がある事案とは到底言えないので、その段階でどういう対応があり得るかということが、考慮要素になっていくのだろうと思う。

・とはいえ、高齢者万引きの問題にも対応されている松井創弁護士によると、万引き事犯者で心を開いてくれる高齢者というのは、実は非常に少ない。先ほどの孤立感とか、生き甲斐のなさにつながっ

ていくと思うが、高齢になって守るものがない中で、なぜ社会的なルールを守って窮屈に暮らしていかなければいけないのか。どうせ全てを失うのになぜ守らなくてはいけないのか。老いる意味が絶望ということにつながっている人については、加齢が犯罪を抑止する壁にはならない。

・働きかけが難しい以上は、結局同じになる。生活支援的な要因で、先ほど幸福感を感じれば万引きには手を出さないのではないかとのことだったので、生活支援的な観点から、日ごろから高齢者の居場所の確保や、ネットワークの中につなげるということができる人であれば問題はない。しかし、それが難しいなら、万引きしやすい環境の改善ということで、結局店舗側での防犯対策が必要となる。私自身の問題関心がここにあることも影響はしているが、入り口は違っても、万引きしやすい環境の改善を考えていかざるを得ないのではないか。

5. 刑事法的対応と犯罪防止策

・万引きしやすい環境の改善ということ、刑事法的な対応という点に落とし込んでみた場合に、どうということが考えられるのか。生活困窮型やクレプトマニアに至っていないような万引き自己目的型については、一定の刑罰的な対応は必要だという話を申し上げた。

・では、刑事罰とは何か。大きく二つの考えがあり、まず応報刑論の考え方がある。犯した犯罪に対する社会の法的な制裁という考え方である。もう一つは、何らかの形で犯罪防止目的につなげるから、刑罰は正当化されるという目的刑論という考え方。目的刑論に関しては、①一般予防論、社会一般が犯罪に陥ることを防止すると側面と、②特別予防論、当該犯罪者が再犯に陥ることを防止するという面があり、高齢者犯罪に関しては②の特別予防が非常に機能しにくい。もちろん少年手続のように刑罰を科さない、前科者にしないということが特別予防に資するという面もあるので、その意味では刑罰を科さないことがあり得るのではないかという考え方も一方ではある。

・ただ、刑事処分に向けた刑事手続以外の手続というものを、現在少年法にあるような手続を、高齢者について考える必要があるのだろうか。刑罰の感銘力自体は、完全な責任無能力者以外にはなお期待し得ると思われる。いくら憂さ晴らしであり、見つかっても大したことはないと思っていたら、実は大したことだと思ってもらおうということは、大事なことだと考える。

・さらに、周囲から見て、高齢者だからこれぐらいは許されるという考え方は、社会に受け入れられないし、受け入れられるべきでもない。公的応報としての刑罰という面も、重要な機能だと考えざるを得ないと思う。刑罰というものは、実刑にするかはともかく、犯罪によって生じた動揺を静める効果というのが重要な要素である。

・参考として、介護疲れ殺人について調べたことがある。殺人と窃盗を同列には扱えないが、介護疲れ殺人で、極めて不幸な事案については、検察段階で不起訴処分になるのだが、起訴された事案については非常に面白い傾向があって、平成 11 年から、一番新しい事案は平成 26 年までだが、LEX/DB というデータベースで、動機が介護疲れ殺人とされているものがちょうど今 30 件ある。そのうちの 15 件が裁判員裁判が始まる前で、15 件が裁判員裁判が始まった後である。裁判員裁判開始前については、執行猶予がついた事案は 15 件中 7 件と、8 件に関しては実刑になっている。これに対して、裁判員裁判開始後は 15 件中 11 件が執行猶予になっている。特に重いもの以外はほとんど執行猶予つきの、しかも判を押したように、懲役 3 年執行猶予 5 年。執行猶予がつけられる事案のマックスの年数である。

・執行猶予期間というのは、「今回は刑の執行は猶予するが、そのかわり執行猶予 3 年であれば、3

年間おとなしく暮らしていれば刑は執行しない」とするものであるから、再犯の可能性というものに応じて設定される特別予防的なファクターがあるはずである。ところが、執行猶予のついた一番新しい事案は、老々介護の果てに、92歳の妻に手をかけた88歳の人の事案であるが、前科も何もなく、この先犯罪もしないだろう、それでも執行猶予5年がつく。そうすると、この執行猶予5年ということに関して言うと、犯した犯罪の重大性に対する法的応報と言った側面がある。

・事後的な対応を考えた場合に、実際どういう刑が科せられるかは問題になってくるが、万引き等の店頭犯罪は個別に見れば非常に軽微な、殺人に比べれば確かに軽微な犯罪である。ただ、道に落ちている10円を、ああラッキーという形で拾っていくような、いわゆる絶対的軽微の可罰的違法性が全く認められない事案ではないし、少なくとも一定程度の常習性は認められる事案については、最終的な正式起訴、有罪とまではいかない場合でも、刑事手続に乗せることの重要性は、考えざるを得ないと思っている。

・実際に乗せた場合に問題となるのが、いわゆるダイバージョンである。これは1年古い数値だが、認知件数が121万件で、そのうち検挙件数が4割弱で37万件、検挙者が25万人だが、その全員が公判手続に乗せられ、有罪になっているかということ、法定で有罪判決を受ける人は3万7,000人ということで、相当な絞り込みがかけられている。

・では、どこでふるい分けられるかということ、少年事件でも軽微なものに関しては少年簡易送致という形になるし、それ以外も手続的に家裁送致というものが前提になる。そうすると、高齢者が乗るとすれば、表の上の側のルートという形になり、微罪処分、あるいは検察官に送致された後の不起訴処分という形になるが、恐らくは微罪処分での処理、あるいは起訴猶予、不起訴処分になるので、そこから先がケアできない。広い意味でのケアができない状態があるとなれば、ここを意識することが大事になっていく。例えば太田達也先生の「高齢者サポートセンターの提案」というのは、こうした文脈で提案されているのだが、とりわけ治療だとか高齢者の居場所の確保につなげていくことが重要になっていくので、社会復帰調整官等の役割に期待をしたいと思う。

・事前的な対応について。やはり高齢者犯罪についての事後的な対応は、概して困難さが伴うということは否定できないので、万引きをさせない状況、予兆を察知するということが当面の対応として、相対的に重要になっていくということは考えられる。

・結局、どの事案でも大事な要素だが、店舗側に一定程度の対応が必要になる。人手不足で人を配置できないなら、世論の理解が前提だが、高度な防犯カメラシステム、認証システムがついた万引き防犯システムといった対応が考えられる。高齢者だけではなく、万引き一般の対応にもつながるのだが、その中にこの高齢者犯罪も位置づけていくことになるのではないかな。

・関係機関での連携で、福祉、治療につなげていく中で、情報共有の仕組みが大切。守秘義務や、個人情報保護法上の問題があるのではないかということで、情報共有が円滑に進まない状況もあると聞く。児童虐待防止と高齢者虐待防止は、ある意味で似ているのだが、児童虐待防止に関しては、親の処罰は一定の場合必要だが、処罰するだけでは問題の解決にならない。親子関係は依然として残るという意味では、重要なのは未然防止であるという点で、実はこの高齢者万引きの問題と類似している点もあると思う。

・児童虐待に関しては、致死という最悪の結論に至ってしまうと、最後は処罰しかない形になるので、事前の対応を、それに至る前に介入できるかということが必要になる。その際に、傷害罪だとか保護

責任者遺棄罪についての対応もなされることになるが、それ以上に事態の進行を防止することが重要だということで、情報共有の仕組みが強調されている。児童福祉法に基づくものが、要対協である。児童虐待防止に係る情報共有の促進のための要保護児童対策地域協議会というものが作られていて、そこで日ごろから対応のための認識の共有をすることになっている。守秘義務あるいは個人情報保護法との関係でいうと、情報共有を促す仕組みとして、平成 24 年の厚労省の通達により、現行法の枠組みを述べた上で、情報提供はできるということをあえて言っている。

- ・さらに、児童虐待防止法の 13 条の 4 も重要な規定である。特に、守秘義務がある場合には、第三者提供というのは原則できないが、一定の例外の場合は認められるというスタンスが一般的であるのに対して、むしろ積極的にこういう場合には提供してくださいという規定が設けられている。これは決して授權規定ではなくて、現行法の法制度の中でも十分可能だが、むしろ積極的に情報提供してくださいという形になっている。そうしないと、個人情報に係ることなので、現場で、これは提供していいのだろうか、情報共有がうまくいかない状況が生じてしまうことが考えられる。これは児童虐待防止の事案なので、生命・身体等の保護、あるいは性的虐待も含めた児童虐待と、店頭の財産保護という万引きでは、質的な相違や要保護性に差があることは否定できないので、児童虐待の大きかりな仕組みが必要なのかという問題意識も生じると思う。

- ・しかし、実際の発生状況との相関になってくるが、高齢者による万引を筆頭とした犯罪防止が、即効性がないという状況に仮にあるとすれば、それを放置すると、規範意識が緩まった状況、高齢者だから少々犯罪を行ってもいいという風潮が、生じてしまうのではないか。だとすれば、それは安全な社会の維持と、警察の取り組みが功を奏し認知件数も減少している中で、今後決して放置できない事態が生じかねないと思う。

- ・そうした事態に対応すべく、犯罪の発生を待つ事後的な対応という場合、高齢者に対する働きかけは難しい。効果測定の難しい事後的対応に多くのリソースが、無益に費やされることにもなりかねない。高齢化社会が続く中で、地域の安全確保という観点から、あるいは安全・安心な社会の実現という文脈で考えた場合に、数の多さ、それから犯行の容易性、規範的障害の相対的な低さという観点から見ても、高齢者の犯罪は、決して等閑視できる問題ではないと考えている。

- ・高齢者サポートセンターという枠組みかどうかはともかく、店舗側、警察、法務省（社会復帰調整官）、医療、福祉といったところで、一定の協議会のような仕組みを設けて、その中で必要な対応についての認識の共有や対処が必要なものに対しての情報共有ができる仕組みを促すガイドラインを作成していくというのも、一つの案ではないかと考えている。

- ・事後的な対応、事前的な対応ということ考えた場合に、事後的な対応は困難である。そこは、少年事件との質的な相違があると思う。事前的な対応の必要性ということで、加害者として的高齢者を語ってきたが、高齢者虐待防止法に典型的に示されるように、被害者として的高齢者、この高齢者の見守りというものが、今後ますます重要になってくる。そうした中でこの万引き問題も位置づけることにより、新たな負担なく対応できる仕組みができればよいと思う。

○星委員の報告について、委員・オブザーバーによる意見交換が行われた。

- ・例えば認知症型の万引きへの対応の中で、家族に監督責任が問われる可能性があるのか。それから、認知症型万引きへの対応として地域包括ケアを生かした対応を紹介されているが、すばらしいアイデ

アだと思う。認知症だけでなく、他の高齢者の万引きに関しても、ある程度、地域包括を上手く利用すれば良いが、地域包括は多くの仕事を抱えるので手一杯ではないか。認知症だけでなく、クレプトマニアではないにしてもそのような嗜癖がある方に対する見守りや、情報共有等の業務も考え得る。→まず監督責任の問題だが、高齢者万引きだけでなく、高齢者、特に認知症的に関連して生ずる事情に周囲がどこまで責任を負うのかについて、大きな影響を及ぼす判決（最判平成 28 年 3 月 1 日民集 70 卷 3 号 681 頁）が出た。

よく、法律は血が通ってない冷たいものと言われることもあるが、責任無能力者の不法行為について、少なくとも従来は親族関係、親子関係があるということで、監督責任の有無を形式的に判断してきた。そうだと、どこに監督責任が生ずるのかが非常にわかりやすい。これは、現実には、不法行為を起こしてしまった場合の損害賠償責任問題で機能してきた。だが、監督責任の範囲に「普段の行動をしっかり見てくれ」というファクターが入ってきた場合、遠方に住んでいる子供が親の行動を見られるのか。3月の最高裁判決は、監督責任の中身を少し変えるのであれば、実質的な判断は必要だと判断した。

ただ、片方では距離を尺度にすると、監督責任を負う範囲が非常にわかりづらくなるし、名古屋と横浜は遠いかもしれないが、横浜と八王子ぐらいであれば、週に半分ぐらいは実家に顔を出せるとなると、真面目な人ほど監督責任を負い、忙しいから週末も行けないと放置している人が、それなら仕方ないということになりかねず、非常に大きな問題をはらんでいる。

この先の議論がどうなるかはわからないが、家族にケアの負担が寄りかかり過ぎているという現実があり、最高裁はそれを救おうとした。ケアの責任を持つところを、家族以外に求める仕組みをつくらないと、おそらくもたない。

その点から、ご質問にあった地域包括ケアシステムにつなげていくのは、あり得るだろうと思う。地域包括のケアシステムについても、確かに今は手一杯ではあるが、万引きの話を入れなくても、今後仕事は増えていく一方であることには違いない。そうすると、この包括ケアシステムを、今まで以上に工夫していかないと、システムがもたないと思う。その意味で今あるリソースで対応できる効率的な仕組みを考えていく中で、高齢者万引き対策も共通の対応に織り込む等、頭の隅に置いて欲しいと考えている。

・先生の3つめの類型であるスリル探求・ゲーム型の中については、長田先生からご指摘あった、いわゆる孤独とか孤立とか、家族や社会からの孤独感が一つの要因となって、何となく万引きしてしまって、結局、気づいたらやっていたとか、憂さ晴らしみたいな回答も含めて考えるべきなのか、それとは違うものなのか。

→スリル探求・ゲーム型万引きについては、たとえば、三権分立については、立法と司法を除いたものは行政だ、というイメージである。行政の範囲が広がるが、この分類もそれに近いイメージで、認知症型と生活困窮型以外という形になると思う。その実態がまだわかりづらい中で、従来言われてきた病気だとか生活困窮ではない類型にどういう対応があり得るか。そういう視点で、スリル探求・ゲーム型的なタイプも、実は高齢者にも多いことからネーミングしたのだが、孤立感や将来に対する不安感、絶望感のようなものから来るものが、ここに位置づけられるのかを考える必要があると思う。

・長田先生の場合は、客観的孤立、主観的孤立、そして孤独という三つの軸から、それらの組み合わせで類型化をしていくという手法。星先生の場合は、そうではなくて、三つの類型をぼんぼんと、提示された。そこで、混合型という型も考えられるのではないか。つまり、生活困窮・スリルといった型もあるのではないか。

また、これを分類したとして、どのような予防効果があるのかと考えてみると、まず万引きは再犯防止が重点的になるのではないか。同時に、万引きをした高齢者に対して、①型である、②型である、③型であるという判定作業が必要になってくるのではないかと思うがどうか。

→あえてここで三つ提示して、最後は全部事前的対応、事後的対応、同じようなことが必要だということになっている。地域包括ケアシステムというのはまさに包括なので、色々な機関が入ってきている。その中で、どこにつながるのがより効果的かと考える際の指標の一つとして考えられるのではないかとイメージしている。

もちろん、長田先生の報告にあったように、単純な話ではなく、恐らく複合的なタイプも相当多いし、本当に自分自身も説明がつかない原因もあるとは思う。少年犯罪の対策は、世間のイメージで厳罰化という言い方をされるのだが、2000年以降の一連の少年法の改正は、私は、厳罰化ではなくて多様化であると思っている。対応の多様化ということで間口を広げることにより、様々な問題を抱えた少年の類型、あるいは個別の事案ごとにとり得るルートを広げている改正だと考えている。高齢者についても、考えられるルートというのは幾つかあるわけである。単に高齢者万引きという「一枚岩」に効くような一元的な対応があるといった認識がまだあるような気がするので、そこを変えて欲しいということで、あえて類型化ということを申し上げた。

最初の客観的か主観的かということは、私自身も理解できていない点はあるが、最終的に問題行動・逸脱行動につながるという意味では、主観的なポイント、本人が何か満たされないものを感じているがゆえに、逸脱行動を行ってしまうのではないか。客観的には孤立しているが、主観的には満足している場合には、孤立死といった文脈でのケアが必要になると感じている。その場合、主観的な孤立を感じる人を如何に発見して、どこにその原因はあって、どこにつながるとより対応できるかという連携が一層必要になってくると、長田先生の報告を聞きながら考えていた。

・刑事処罰、刑事処分について、現在でも刑事処分にもあるし、何らかの刑罰を科されるという仕組みになっているが、万引きはなくならないし、刑罰を受けている人たちもいる。そうすると、どこに問題があるのか。あるいは改善の余地があるのか。刑事処罰、刑事処分も必要で、そこは残すべきとの意見はよくわかるが、現在のシステムでうまく機能しているのか。

→これは非常に悩ましい。先ほどは、老人だから許される風潮ができてはいけないということで、あえて刑事処分の必要性を強調したが、全てを処罰、ないしは処罰まではいかなくても刑事手続に乗せて果たしていいのかは非常に問題に感じている。

現在、窃盗で実際に刑務所に入るのは、よほどの処遇困難事案と思われる。そこに至る前の事案に関しては処罰をすればいいわけではないので、道交法違反でも、軽いものは青切符で済んで前科にならないといったような、片方で、「肝を冷やす」、これは悪いことだとわかる程度の仕組み、片方で、保護処分ではなくて、あなたは悪いことをしたからこれぐらいの制裁があるという仕組みがあればいいと思う。

しかし、それを高齢者用に作れるかという点、そこは難しい。ただ、最終的には微罪ということであれ、万引きであっても通報されて警察が来て、一定程度時間をとられて、取調べ室に入って調べられることになって、それなりに肝を冷やす思いをすることでも、広い意味での刑事処分としての効果であると考えてはいる。

今まで万引き事案が難しかったのは、その証拠というところで、実際警察が来たときに、棚に返しているとか、逃げられたからわからないといった場合に、警察としても、それを事件受理するのは難しい状況があったと思う。そうした中で、世間の理解が得られることは大事だが、防犯カメラの証拠を、ある程度店の側が保全して、「この人は一回限りの出来心ではない、何回もやっていたから、対応してくれなければ困る」という証拠を収集した上で、刑事手続をお願いしますという店舗側の対応が必要になると思う。そうすることで、広い意味での刑事手続の入り口まで行くという、刑事処分につながることを意識してもらって、多少のふり落としはできるとは思っている。

・先ほどの話のように、高齢者の方が責任能力が完全にはない限りは、刑事司法的な対応を残す意味もあるし、またそれは社会的に支持されるだろうという話だが、他方で、実際に余程のことを除けば、高齢者で万引きをやった方は、大半が不起訴だったり、微罪処分だったりする。それ自体もちろん裁判所として一種の、一つの制裁というか不利益ではあるが、その人たちの再犯防止に、それがどこまで機能するかという点、若干疑問なところがある。そうしたときに、先ほどドラッグコートという話も出たが、代替的な指導として、諸外国だと自分なりのコートみたいなものがあるって、社会奉仕をなささいという制度もあり、道交法でも、違反者講習で選択的に社会的な奉仕活動みたいなことが選択できるようになったりしているが、そういった可能性とか必要性についてはどうお考えか。

あわせて、諸外国では、大人の軽微な犯罪も、まさに万引きがそうかもしれないが、比較的軽微な犯罪について、ダイバージョンのような考えを入れている例はあるか。

→ダイバージョンについていうと、厳密には少年手続に乗ったとしても、不回避、不処分の事案が圧倒的に多いので、実際には無罪放免に近いような事案が圧倒的に多いし、そのこと自体直ちに悪いというわけでもなく、一回手続に乗せられたということ自体の感銘力にある程度期待できるということがあるかと思う。不起訴、微罪処分に関しては、その後について制度的な手当てがない、という形になっている。これは法律の話なので、東京都だけでできるわけではないが、微罪になった後に放置されてしまうと、結局同じことの繰り返し、この程度で済むと仮に考えてしまうのであれば、結局何回も繰り返しということで、最終的には刑務所に入るまでわからないということにもなりかねない。

その中で、社会奉仕命令的なものは、確かに非常にソフトな制裁ではあるが、それがどういう意味合いを持つのか、あるいは社会にどう受容がされるのか。確かに社会奉仕命令をプラスに見て、高齢者の居場所の提供の一形態で位置づけられるのであれば良いかもしれないが、「社会奉仕命令を受けました。はい、それではそれをやります」という高齢者ばかりではないとも考えられる。だから微罪処分、不起訴の後、何らかの対応が必要だと申し上げたが、どういうものがあり得るのかという具体的なアイデアはまだ持っていない。

諸外国の事例に関する質問であるが、日本は万引きにここまで対応できるだけ、まだ犯罪状況が良いというのがあるのだと思う。アメリカなどでは、大麻を使っているぐらいでは一々対応できない状況にある。日本はこういうことを真剣に考えられるくらい、まだリソースの余裕があるということだ

ろう。

・万引きについては、させないことが一番大事だという意味で、店舗側の対策の必要性の面から、例えば防犯カメラシステムの高機能化ということで、認証機能付のカメラのような対応が考えられるのではないかと。これについては、店舗側がその事案をどう処理するかによるが、個人情報のようなものを処理することになる。あるいは肖像権、体罰等、様々な問題が指摘されるかもしれない。そうした中で、窃盗だから犯罪とはいえ、世の中で言われている大きな犯罪と比べれば比較的軽微な万引きというものについて、そうした措置や仕組みを導入すること可能性についての所見を伺いたい。

→万引きという言葉の持つ軽さがあると思うが、繰り返し行う行為に関しては少し違う。店舗であればロス率も含めて利益率を高めにとっておけばいいというスタンスもあると聞いているが、周囲からすると、そうした逸脱行動をしてしまう家族がいるというのが負担であり、監督責任の話にもつながっていく。犯罪として見れば軽微だから放置してもいい、という風潮を何とか変えたい。万引きというのは一つの象徴的なもので、高齢者の逸脱行動は万引きだけではないが、逆に徘徊というのは保護の対象ということで、結局地域が見守りをしなければいけないという形になっていく。何とかその中に位置づけることはできないのかと思う。

・刑事法的対応と犯罪防止策という5番の部分の一つだが、事前的な対応・犯罪予防策ということで、犯罪の「予兆」を早期に把握、犯罪をさせないことと書かれているが、先ほどの類型だと、典型的な認知症型であれば、こうした事前的な予兆はわかると思う。

それから典型的な生活困窮型であれば、これも前兆がわかると思う。さらに、典型的なスリル探求型というか、万引きが趣味、生きがいという方でも、やはり前兆がわかると思うが、大半は極めてフェジーなのではないか。そういうときに、予兆を早期に把握するアイデアがあればお聞きしたい。

→予兆についていうと、初回、2回目の万引きが抑止できるかという点、それに関しては、おそらく無理だろう。ここで強調したいのは、要するに、頻回の傾向のある人をいかに把握できるかというところが大事だということである。そのためには、情報共有が必要。同じ店で同じような時間帯に何度もやる典型的な頻回であれば、すぐに店側も気づくが、店を次々に変えたり、店員が違っているときにやるとかだと、なかなかわかりづらい。

もちろん、「万引きごときで個人情報をここまで共有するのか」という、一つの価値判断もある。ただ、個人情報保護法自体は、目的をしっかりと定めて、その目的に基づいた情報の使い方をすることであれば、情報共有の仕組みでもいいし、第三者提供の仕組みでも十分対応ができて、法律上のハードルはないのだが、そういった形で、常習的な万引き行為が既に始まっている人を、いかに今まで以上に把握できるかという点が大事だという趣旨で、予兆ということを申し上げた。確かに、典型的なもの以外は難しいと思うが、まずはわかることから把握してこうというスタンスである。

○万引きに関する実態調査については、分科会の報告として、安全・安心まちづくり課長から、調査の回収結果等について、辰野委員から調査の中間の分析について説明があった。

○安全・安心まちづくり課長から、報告書の作成について説明があった。

○治安対策担当部長から、次回のスケジュールのお知らせをした後、閉会した。